

別表2

(留意事項)

- ①表中「講師の基準」において、「福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等」は1年以上の実務経験を有するものとする。
- ②表中「講師の基準」において、「社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者」は実務経験の年数要件は不要とする。
- ③表中「講師の基準」において、①②に定めのないものは、5年以上の実務経験を有するものとする。
- ④実務経験は、経年期間が長期にわたるものは適当でなく直近3年以内に実務経験を有すること。
- ⑤表中「講師の基準」において、「福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等」及び「行政職員」については、当該研修で担当する科目に該当する内容を教授又は担当していること。

1 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程 講師基準

区分	科目名	時間	目的	内容	講師の基準
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度の肢体不自由者の地域生活等について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護の社会的役割 ・重度訪問介護の制度と現状 ・重度訪問介護の基本 ・関連機関との連携 ・重度訪問介護に従事する者の職業倫理について 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスに関する事務を担当している行政職員又は社会福祉協議会職員 ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・重度訪問介護従業者 ・介護福祉士
	基礎的な介護技術に関する講義	1	排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介護方法を習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の介護方法 ・衣服着脱の介護方法 ・排泄の介護方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・重度訪問介護従業者 ・介護福祉士 ・保健師、看護師
実習	介護的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5	食事、排泄、移動・移乗、その他在宅介護を行うに当たっての基礎的な介護技術を習得し、重度の肢体不自由障害のある人への接し方を習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排泄、衣服の着脱の介護方法 ・身体の清潔（洗髪、清拭、口腔ケア等）の介護 ・体位・姿勢交換の介護 ・重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・重度訪問介護従業者 ・介護福祉士 ・保健師、看護師 ・理学療法士 ・作業療法士
	外出時の介護技術に関する実習	2	車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を習得する 車いすでお移動を介助する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法などを習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・床と車いす間の移乗 ・ベッドと車いす間の移乗 ・2人の介助者で行う場合 ・車いすの取り扱い方 ・車いす移動介助における注意（雨の日） ・平地での移動 ・階段における移動 ・エレベーター、エスカレーターの利用 ・乗り物を利用する場合の注意 ・歩行移動介助方法の留意点 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・重度訪問介護従業者 ・介護福祉士 ・保健師、看護師 ・理学療法士 ・作業療法士

注 講師の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができる。

2 重度訪問介護従業者養成研修追加課程 講師基準

区分	科目名	時間	目的	内容	講師の基準
講義 7	医療ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4	重度の肢体不自由者の在宅生活援助に役立つ知識を中心に医学・在宅看護の基礎知識を理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者の原因疾患（脳性まひ、脳血管障害、頸椎損傷など）及び症状の理解 ・日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法 ・感染症の理解と予防 ・薬の飲ませ方と保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・保健師、看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・医師
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	障害者の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の心理と人間関係 ・障害者の社会参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・重度訪問介護従業者 ・介護福祉士 ・保健師、看護師
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1	事故防止のための方法や、突発的な事故が起きたときの対応方法を習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止のための留意点 ・事故時の対応 ・緊急時の対応 ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・重度訪問介護従業者 ・介護福祉士 ・保健師、看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・救急救命士
実習 3	重度の肢体不自由の介護サービス提供現場での実習	3	身体障害者療護施設等の重度介護に対応する入所型施設の実習を通して、対応に困難性を持つ障害者への援助能力を高める	身体障害者療護施設、重症心身障害児施設、知的障害児施設重度等における介護実習 <ul style="list-style-type: none"> ・対応困難者の状態像の理解 ・対応困難者とのコミュニケーション技術の向上 ・対応困難者への介護技術の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・重度訪問介護従業者 ・介護福祉士 ・保健師、看護師 ・理学療法士 ・作業療法士

注 講師の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができる。

3 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

区分	科目名	時間	目的	内容	講師の基準
講義 11	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度の肢体不自由者の地域生活等について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスに関する事務を担当している行政職員又は社会福祉協議会職員 ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・重度訪問介護従業者 ・介護福祉士 ・指導者養成事業※を修了又はこれに相当する知識及び技能を有すると認められる医師、看護師、保健師、助産師
	基礎的な介護技術に関する講義	1	排世、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介護方法を習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の介護方法 ・衣服着脱の介護方法 ・排世の介護方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・重度訪問介護従業者 ・介護福祉士 ・保健師、看護師
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	障害者の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の心理と人間関係 ・障害者の社会参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・重度訪問介護従業者 ・介護福祉士 ・保健師、看護師
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援並びに、緊急時の対応及び危険防止について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点 	指導者養成事業※を修了又はこれに相当する知識及び技能を有すると認められる下記のもの <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護師 ・保健師 ・助産師
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援並びに、緊急時の対応及び危険防止について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握 ・食と排世（消化）について ・経管栄養概説 ・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 	指導者養成事業※を修了又はこれに相当する知識及び技能を有すると認められる下記のもの <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護師 ・保健師 ・助産師

演習 1	喀痰吸引等に関する演習	1	喀痰吸引等の手法を習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引（口腔内） ・喀痰吸引（鼻腔内） ・喀痰吸引（気管カニューレ内部） ・経管栄養（胃ろう・腸ろう） ・経管栄養（経鼻） 	<p>指導者養成事業※を修了又はこれに相当する知識及び技能を有すると認められる下記のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護師 ・保健師 ・助産師
実習 8.5	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	食事、排泄、移動・移乗、その他在宅介護を行うに当たっての基礎的な介護技術を習得し、重度の肢体不自由障害のある人への接し方を習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排泄、衣服の着脱の介護方法 ・身体の清潔（洗髪、清拭、口腔ケア等）の介護 ・体位・姿勢交換の介護 ・重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・重度訪問介護従業者 ・介護福祉士 ・保健師、看護師 ・理学療法士 ・作業療法士
	外出時の介護技術に関する実習	2	車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を習得する 車いすでお移動を介助する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法などを習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・床と車いす間の移乗 ・ベッドと車いす間の移乗 ・2人の介助者で行う場合 ・車いすの取り扱い方 ・車いす移動介助における注意（雨の日） ・平地での移動 ・階段における移動 ・エレベーター、エスカレーターの利用 ・乗り物を利用する場合の注意 ・歩行移動介助方法の留意点 	
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	身体障害者療護施設等の重度介護に対応する入所型施設の実習を通して、対応に困難性を持つ障害者への援助能力を高める	<p>身体障害者療護施設、重症心身障害児施設、知的障害児施設重度等における介護実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応困難者の状態像の理解 ・対応困難者とのコミュニケーション技術の向上 ・対応困難者への介護技術の向上 	

※平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業

注 講師の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができる。

4 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

区分	科目名	時間	目的	内容	講師の基準
講義 6.5	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5	強度行動障害の基礎的な知識を理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・本研修の対象となる行動障害 ・強度行動障害の定義 ・強度行動障害支援の歴史的な流れ ・知的障害／自閉症／精神障害とは ・行動障害と家族の生活の理解 ・危機管理・緊急時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・社会福祉士 ・医師
			強度行動障害と医療の関係について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害と精神科の診断 ・強度行動障害と医療的アプローチ ・福祉と医療の連携 	
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識を理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付費と行動障害／他 (例) 支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者陽性研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスに関する事務を担当している行政職員 ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・行動援護従業者 ・社会福祉士
			構造化について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・構造化の考え方 ・構造化の基本と手法 ・構造化に基づく支援のアイデア 	
			支援の基本的な枠組みと記録について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の基本的な枠組み ・支援の基本的なプロセス ・アセスメント票と支援の手順書の理解 ・記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ 	
			虐待防止と身体拘束について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止法と身体拘束について ・強度行動障害と虐待 	
行動障害のある人の生活と支援の実際について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・児童期における支援の実際 ・成人期における支援の実際 (例) 実際に強度行動障害のある人に支援を提供している事業者等による実践報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・行動援護従業者 ・社会福祉士 ・介護福祉士 ・保健師、看護師 			

実 習 5.5	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1	情報収集とチームプレイの基本について習得する	<ul style="list-style-type: none"> 情報の入手とその方法 記録とそのまとめ方と情報共有 アセスメントとは 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 行動援護従業者 介護福祉士 保健師、看護師 理学療法士 作業療法士
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3	行動障害がある者の固有のコミュニケーションについて習得する	<ul style="list-style-type: none"> 様々なコミュニケーション方法 コミュニケーションの理解と表出 グループ討議／まとめ 	
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5	行動障害の背景にある特性について習得する	<ul style="list-style-type: none"> 感覚・知覚の特異性と障害特性 行動障害を理解する冰山モデル グループ討議／まとめ 	

注 講師の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができる。

5 同行援護従業者養成研修一般課程 講師基準

区分	科目名	時間	目的	内容	講師の基準
講義 8.5	外出保障	1	視覚障害者(児)の外出について考えるとともに、生活を支える視点や視覚障害者(児)の外出保障を担うことを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・外出保障とは ・外出保障の歴史 ・外出保障の現状 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者(児)等施設生活支援員・指導員 ・相談支援専門員 ・視覚障害者の相談・支援業務に従事する者(ピアカウンセラー等を含む) ・保健師・看護師・准看護師(視覚障害者の支援に携わった経験を有する者) ・歩行訓練士(視覚障害生活訓練等指導者)、歩行指導員 ・ホームヘルパー(視覚障害者の支援に携わった経験を有する者) ・視覚障害者ガイドヘルパー ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者(同行援護従業者)資質向上研修」修了者 ・福祉・介護・看護系大学・介護福祉士等養成校の教員
	視覚障害の理解と疾病①	1	視覚障害者(児)の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害の理解(視覚障害による不便さ、必要な情報) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、歩行訓練士(視覚障害生活訓練等指導者)、歩行指導員 ・視覚障害者(児)等施設生活支援員・指導員 ・相談支援専門員 ・視覚障害者の相談・支援業務に従事する者(ピアカウンセラー等を含む)
	視覚障害の理解と疾病②	0.5		<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害と疾病の理解(様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者(同行援護従業者)資質向上研修」修了者 ・福祉・介護・看護系大学・介護福祉士等養成校の教員

<p>視覚障害者（児）の心理</p>	<p>1</p>	<p>視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全盲の心理 ・ロービジョンの心理 ・視機能低下の心理 ・障害発生時期の心理 ・外出時の心理 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員 ・相談支援専門員 ・視覚障害者の相談・支援業務に従事する者(ピアカウンセラー等を含む) ・保健師・看護師・准看護師（視覚障害者の支援に携わった経験を有する者） ・歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者）、歩行指導員 ・ホームヘルパー（視覚障害者の支援に携わった経験を有する者） ・視覚障害者ガイドヘルパー ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者 ・福祉・介護・看護系大学・介護福祉士等養成校の教員
<p>視覚障害者（児）福祉の制度とサービス</p>	<p>1.5</p>	<p>障害者（児）福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。同行援護従業者が外出時に活用可能な制度、および視覚障害者（児）が利用する関係施設を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉の動向 ・障害者福祉に関連する法律 ・障害者総合支援法 ・視覚障害に関する施設等 ・障害者を対象としたその他の制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員 ・相談支援専門員 ・視覚障害者の相談・支援業務に従事する者(ピアカウンセラー等を含む) ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者 ・福祉・介護・看護系大学・介護福祉士等養成校の教員 ・市町村障害福祉主管課職員
<p>同行援護の制度</p>	<p>1</p>	<p>同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護以前の外出支援制度の歴史 ・同行援護制度の概要 ・他の外出支援制度との関係 ・同行援護制度の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員 ・相談支援専門員 ・視覚障害者の相談・支援業務に従事する者(ピアカウンセラー等を含む) ・視覚障害者ガイドヘルパー ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者 ・福祉・介護・看護系大学・介護福祉士等養成校の教員 ・市町村障害福祉主管課職員

	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護従業者の業務内容 ・同行援護従業者の職業倫理 ・同行援護の実際（様々な利用者への対応等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者(児)等施設生活支援員・指導員 ・相談支援専門員 ・視覚障害者の相談・支援業務に従事する者(ピアカウンセラー等を含む) ・保健師・看護師・准看護師（視覚障害者の支援に携わった経験を有する者） ・歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者）、歩行指導員 ・ホームヘルパー（視覚障害者の支援に携わった経験を有する者） ・視覚障害者ガイドヘルパー ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者 ・福祉・介護・看護系大学・介護福祉士等養成校の教員
講義・演習 3.5	情報提供	2	情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供とは ・情報提供の内容 ・場面別情報提供の実際 ・情報提供時の配慮 ・演習（3題程度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員 ・相談支援専門員 ・視覚障害者の相談・支援業務に従事する者(ピアカウンセラー等を含む) ・保健師・看護師・准看護師（視覚障害者の支援に携わった経験を有する者） ・歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者）、歩行指導員 ・ホームヘルパー（視覚障害者の支援に携わった経験を有する者） ・視覚障害者ガイドヘルパー ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者 ・福祉・介護・看護系大学・介護福祉士等養成校の教員
	代筆・代読①	1	代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・代読（業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点） ・代筆（業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの） ・演習（代読1題・代筆1題） 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者(児)等施設長・生活支援員・指導員 ・相談支援専門員 ・視覚障害者の相談・支援業務に従事する者(ピアカウンセラー等を含む) ・保健師・看護師・准看護師（視覚障害者の支援に携わった経験を有する者） ・歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者）、歩行指導員

	代筆・代読②	0.5		<ul style="list-style-type: none"> ・代読・代筆の具体的な方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパー（視覚障害者の支援に携わった経験を有する者） ・視覚障害者ガイドヘルパー ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者 ・福祉・介護・看護系大学・介護福祉士等養成校の教員
演習 16	誘導の基本技術①	4	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本姿勢・歩く（誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換） ・狭いところの通過、ドアの通過 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者（児）等施設生活支援員・指導員 ・保健師・看護師・准看護師（視覚障害者の支援に携わった経験を有する者） ・歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者）、歩行指導員 ・ホームヘルパー（視覚障害者の支援に携わった経験を有する者） ・視覚障害者ガイドヘルパー ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者 ・福祉・介護・看護系大学・介護福祉士等養成校の教員
	誘導の基本技術②	3		<ul style="list-style-type: none"> ・椅子への誘導・階段（スロープ、溝などをまたぐ、段差） 	
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4	様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・共通（トイレ、食事） ・街歩き（歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段） 	
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1		<ul style="list-style-type: none"> ・場面別（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭） 	
	交通機関の利用	4	交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・電車の乗降 ・バスの乗降 ・車の乗降 ・船・飛行機の乗降 	

注 講師の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができる。

6 同行援護従業者養成研修応用課程 講師基準

区分	科目名	時間	目的	内容	講師の基準
講義 6	サービス提供責任者の業務	1	事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の体制 ・事業所の役割 ・サービス提供責任者の役割 ・サービス提供責任者の業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所管理者 ・サービス提供責任者 ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者
	様々な利用者への対応	1	利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、障害の重度化・重複化の現状 ・高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者（児）等施設長・生活支援員・指導員 ・障害福祉サービス事業所管理者 ・相談支援専門員 ・サービス提供責任者 ・視覚障害者の相談・支援業務に従事する者（ピアカウンセラー等を含む） ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者 ・福祉・介護・看護系大学・介護福祉士等養成校の教員
	個別支援計画と他機関との連携	1	サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の策定 ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者
	業務上のリスクマネジメント	1	事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者の派遣にあたり発生の可能性がある事故や発生時の管理体制等について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所のリスクマネジメント ・同行援護従業者のリスクマネジメント ・事故発生時の管理体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所管理者 ・相談支援専門員 ・サービス提供責任者 ・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の実施する「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」修了者 ・福祉・介護・看護系大学・介護福祉士等養成校の教員
	従業者研修の実施	1	事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者研修の目的 ・従業者研修の内容 ・従業者の資質向上のための工夫 	
	同行援護の実務上の留意点	1	同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護の制度上の留意点 ・同行援護の実務上の留意点 ・介護保険制度との関係 	

注 講師の基準に定めのない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができる。

7 行動援護従業者養成研修課程 講師基準

区分	科目名	時間	目的	内容	講師の基準	
	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5	強度行動障害の基本的な知識について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・本研修の対象となる行動障害 ・強度行動障害の定義 ・強度行動障害支援の歴史的な流れ ・知的障害／自閉症／精神障害とは ・行動障害と家族の生活の理解 ・危機管理・緊急時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・社会福祉士 ・医師 	
			強度行動障害と医療の関係について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害と精神科の診断 ・強度行動障害と医療的アプローチ ・福祉と医療の連携 		
講義 10	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5	強度行動障害と制度について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付費と行動障害／他 (例) 支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者陽性研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスに関する事務を担当している行政職員 ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・行動援護従業者 ・社会福祉士 	
			構造化について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・構造化の考え方 ・構造化の基本と手法 ・構造化に基づく支援のアイデア 		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・行動援護従業者 ・社会福祉士 ・介護福祉士 ・保健師、看護師
			支援の基本的な枠組みと記録について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の基本的な枠組み ・支援の基本的なプロセス ・アセスメント票と支援の手順書の理解 ・記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ 		
			虐待防止と身体拘束について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止法と身体拘束について ・強度行動障害と虐待 		
			行動障害のある人の生活と支援の実践について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・児童期における支援の実践 ・成人期における支援の実践 (例) 実際に強度行動障害のある人に支援を提供している事業者等による実践報告 		
			強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	3		

	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	0.5	行動障害のある人の生活と支援の実際について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・行動障害のある人の家族の思い ・日中活動場面における支援 ・外出場面における支援 	
演習 14	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1	情報収集とチームプレイの基本について習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の入手とその方法 ・記録とそのまとめ方と情報共有 ・アセスメントとは 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ・行動支援従業者 ・介護福祉士 ・保健師、看護師 ・理学療法士 ・作業療法士
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3	行動障害のある者の固有のコミュニケーションについて習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なコミュニケーション方法 ・コミュニケーションの理解と表出 ・グループ討議/まとめ 	
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5	行動障害の背景にある特性について習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・感覚・知覚の特異性と障害特性 ・行動障害を理解する冰山モデル ・グループ討議/まとめ 	
	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	3	障害特性とアセスメントについて習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性の理解 ・障害特性に基づくアセスメント ・行動の意味を理解する 	
	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	3	環境調整による強度行動障害の支援について習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・強みや好みを活かす視点 ・構造化の考え方 ・構造化の方法 	
	記録に基づく支援の評価に関する演習	1.5	記録に基づく支援の評価について習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・行動の記録の方法 ・記録の整理と分析 ・再アセスメントと手順書の修正 	
	危機対応と虐待防止に関する演習	1	危機対応と虐待防止について習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・危機対応の方法 ・虐待防止と身体拘束 	

注 講師の基準に定めない者で、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができる。